

令和8年度 水戸市立新荘小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月
(令和8年3月24日改訂)

1 いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

【心理的な影響を与える行為】

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句
- ・仲間はずれや集団による無視
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをやらされる。
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷

【物理的な影響を与える行為】

- ・ぶつかられる、叩かれる、蹴られる、金品を要求される。
- ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。

2 いじめに対する基本認識

- (1) いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、決して許されない。
- (3) いじめは、目の届かないところで起こることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめられている側にも責任があるという認識は間違いである。
- (5) いじめられている児童は、絶対に守り通す。
- (6) いじめている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

3 未然防止の取組

- 1 基本的な生活習慣の徹底と、自己肯定感や自己有用感を味わわせる活動を通して、自覚と自立を育む。
 - (1) 基本的な生活習慣の強化により、集団づくりを図る。
 - ・はっきりとした声であいさつをする。
 - ・話し手に体を向けて話を聞く。
 - (2) 子どもの持ち味を生かした出番・役割・承認のスパイラルにより、自己肯定感や自己有用感を味わわせる。
 - ・特別活動の工夫による積極的・開発的生徒指導の展開
- 2 読書の習慣化により、他人を思いやり、生命や人権を尊重するなど豊かな心を育てる。
 - ・50冊読破の達成目標80%
- 3 「思いやりの心」実践力の育成により、助け合い、ともに伸びていく児童集団づくりを図る。
 - ・あいさつ運動の実施
 - ・いじめ解決フォーラムの開催
 - ・道徳コーナーの設置
 - ・異年齢集団による「かえでの子班活動」の実施

4 いじめの早期発見

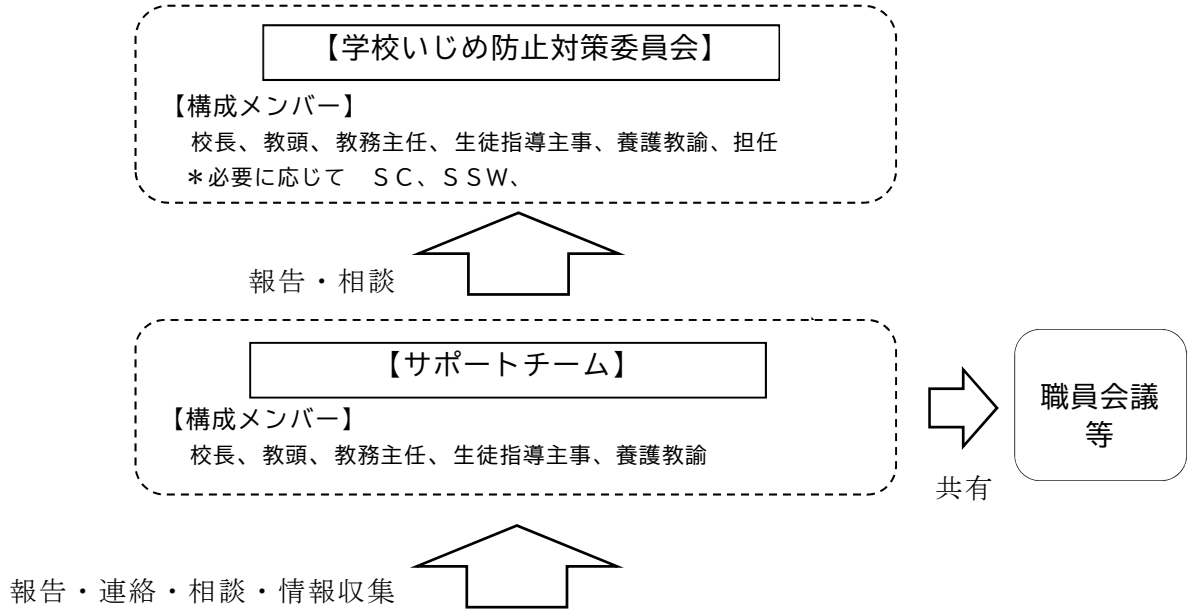
- ① 定期的なアンケート調査、教育相談の実施、校内オンライン相談窓口の開設、**教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」の活用**
- ② 校内巡視の実施
- ③ 保護者と情報を共有（連絡帳の活用、電話連絡、教育相談、家庭訪問等）
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の整備
- ⑤ 関係機関との連携（関係機関との情報交換）

5 いじめの早期解消

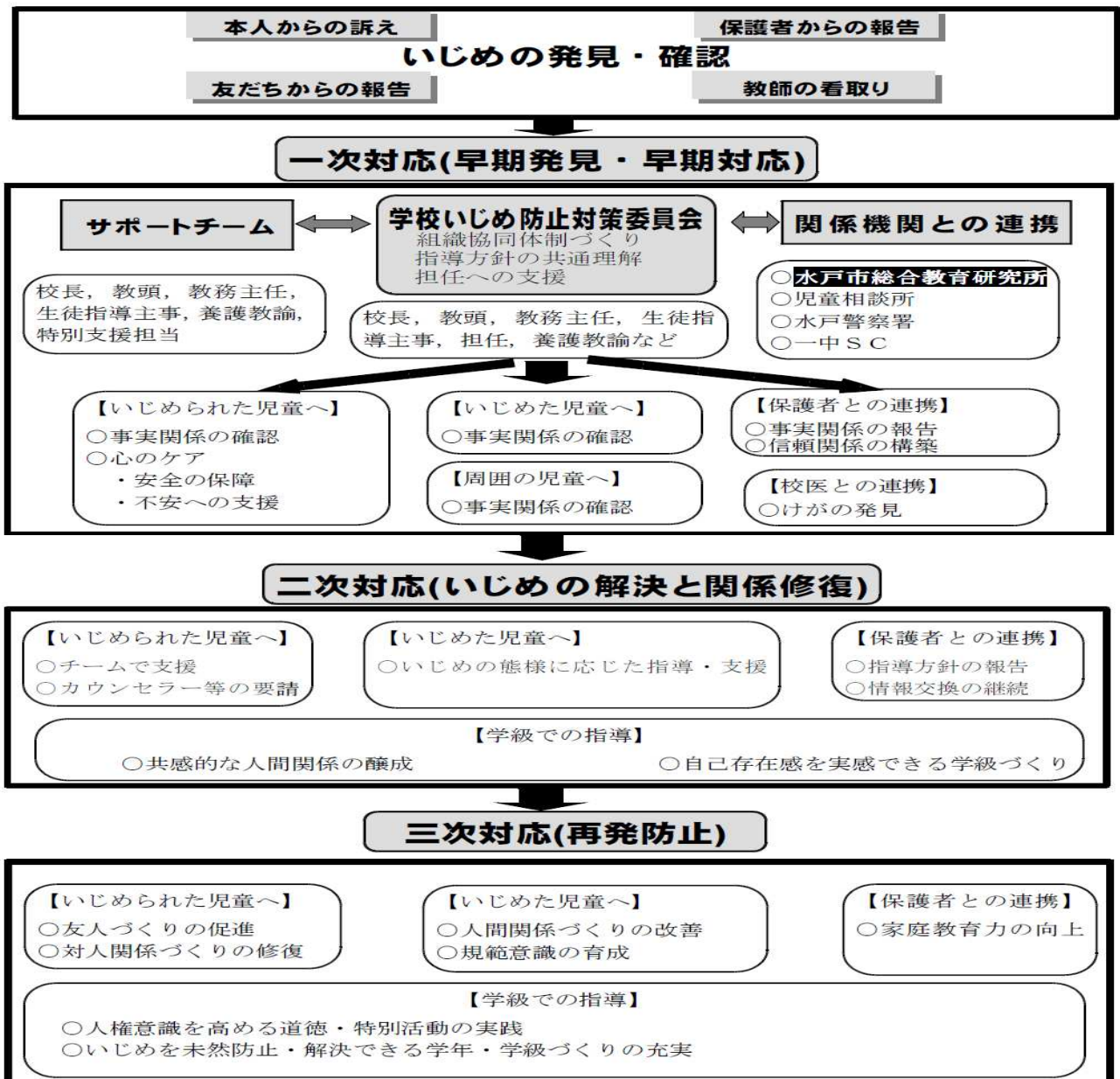
- ① いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、迅速で詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的な対応を行う。
- ③ いじめの起こった事実に基づき、児童やその保護者に説明をしていく。
- ④ いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪を促す。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に児童相談所や警察等に相談し、協力を依頼する。
- ⑥ 必要に応じてスクールカウンセラー等を活用し、関係児童の心のケアを進めていく。
- ⑦ **傍観している児童へいじめは許されない行為であることの理解を促す指導や相互の関係の回復に努める。**

6 いじめ防止体制

(1) 平常時



(2) いじめ発生時



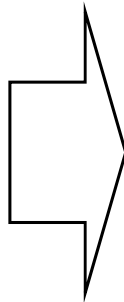
7 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

- ① いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。
- ② 児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報をする。

8 重大事態の対処

【 重大事態 】

- ・ 身体に重大な障害
- ・ 金品等に重大な被害
- ・ 精神性の疾患を発症
- ・ 年間30日以上欠席
(一定期間連続して欠席)
- ・ 自殺を企画



【 対 処 】

- ・ 教育委員会（総研）・警察へ報告・相談
- ・ 第三者からなる組織による調査
- ・ 全校児童・保護者からアンケート
- ・ 事実関係の把握と調査委員会への報告
- ・ いじめを受けた児童・保護者へ説明